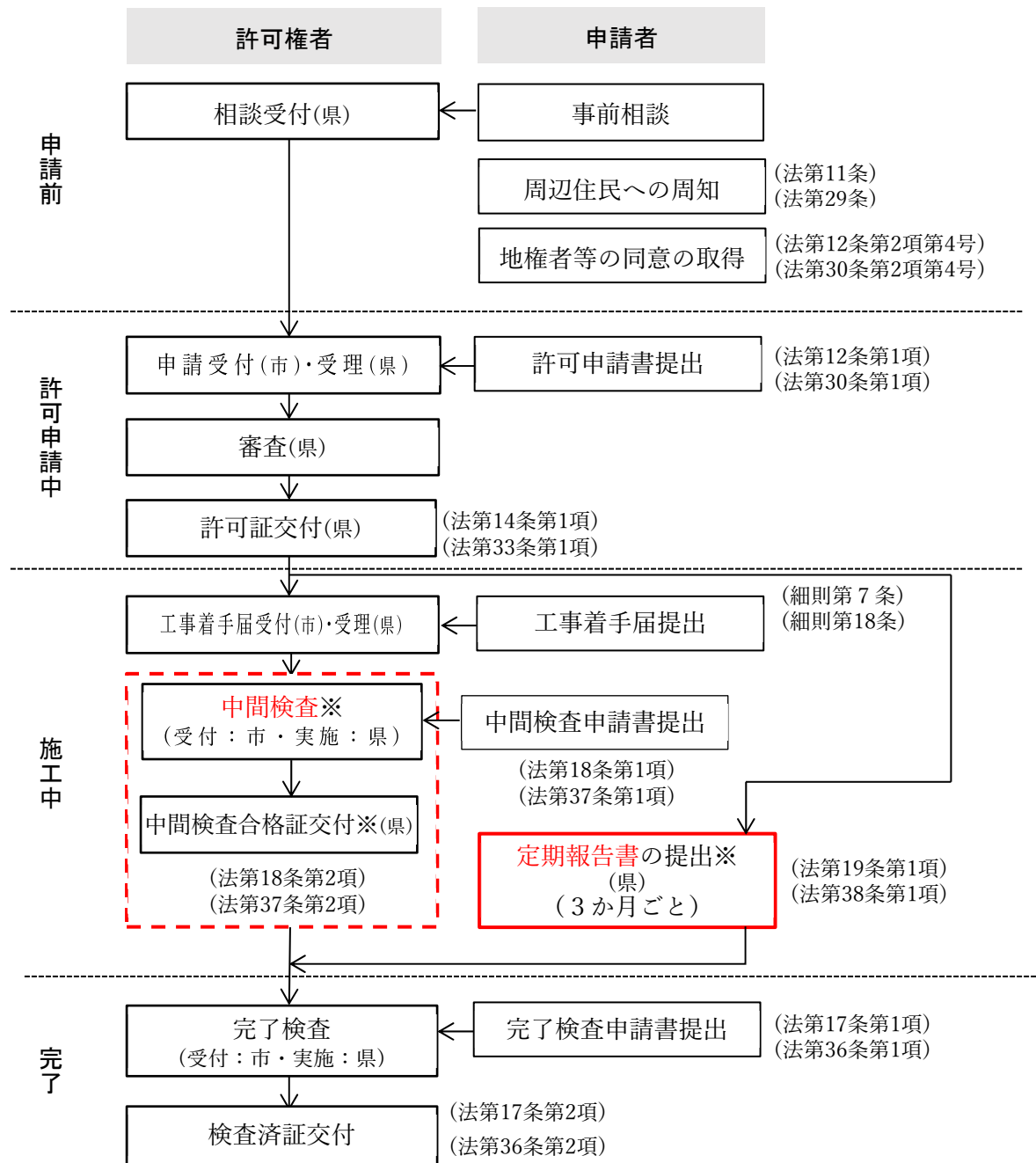


宅地造成及び特定盛土等規制法 許可等の手続の流れ

(土地の形質変更に関する工事の場合)



注) 図中の「県」は茨城県県北県民センター建築指導課、「市」は日立市建築指導課を表します。

注) 都市計画法の開発許可が伴う場合は、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます (みなし許可)。
みなし許可の場合、盛土規制法の許可、完了検査は不要ですが、一定規模以上の盛土等については、別途、盛土規制法の定期報告や中間検査が必要です。

注) ※印は、みなし許可となる場合は、図中の「県」を「市」と読み替えてください。